

昭和54年分

農業所得標準がきました!!

昭和55年度分の市・県民税の申告をするときに、農業を営んでおられる人の所得を計算するための、昭和54年分農業所得標準が別表のとおりきました。

この標準は山口県農業所得標準協議会が統計情報事務所、食糧事務所、農業共済組合、農協等各機関から集めた資料をもとにして、各市町村別に収入金、必要経費、所得額を算定したものです。これを決定するまでには、農業経営者のみなさんの代表として各農業団体の方から、いろいろなご意見を聞き参考にしております。

なお、次のようなものは、所得計算に際して更に特別控除費用として別途に差引かれます。この場合は領収書又は支払ったことを証する書類を提示することが原則となっています。申告のときに係員とよく相談してください。

別途控除する

標準外経費

☐ 共通のものとしては……

土地改良費、小作料、賃耕料、雇人費
借入金利子

☐ その他のものとしては……

大農具償却費、ライスセンター委託料
請負耕作委託料などがあります。

農 業 所 得 標 準

▶ 水 稻 (10アール当り)

等級	所得金額	等級	所得金額
1	110,900円	7	85,000円
2	105,600円	8	79,500円
3	100,400円	9	74,300円
4	95,400円	10	69,000円
5	91,500円	11	62,500円
6	88,900円		

◎ 田うら麦 (10アール当り) 30,500円

◎ 普通畑 (10アール当り) 23,600円

トラクター、コンバイン等は
ナンバープレートを!

農作業には、機械化が進み農作業用小型特殊自動車の普及は、著しいものがあります。これら農作業用自動車では次の事項に該当するものは、ナンバープレート装着が義務づけられております。

軽自動車税の対象とされていますので、購入と同時に、ナンバープレートの交付及び軽自動車税の申告をいたしましょう。

☐ 該当物件

① 運輸大臣の型式認定(農・号)を受けているもの。

② 乗用装置のあるもの。

③ 自動車の全長4.70メートル以下、全幅1.70メートル以下、全高2.00メートル以下のもの、最高速度15キロメートル毎時以下のもの、総排気量1.5リットル以下のもの。

☐ 税率 年額 1,450円

☐ 申告先 市税務課

(注) 55年度に地方税法の改正があつた場合、上記税率に変更を生じることがあります。

税務署から

所得税の

確定申告と納税は!

2月16日から3月15日まで

申告は、「確定申告の手引」及び「申告書の書き方」などを参考に、適正な申告と納税をしてください。

申告書の書き方などのわからない方は、税務署や市役所税務課で相談に応じています。また、次の日程で申告書の書き方などの説明会を行います。お気軽にご相談ください。

【申告説明会日程】

○長門市役所 2月14日 10:00~12:00

▶ 期限(3月15日)間近になると、税務署の窓口も混雑しますので早めに申告をすませましょう。

▶ 税理士に税務相談や申告書の作成を依頼される場合は、正規の税理士かどうかを確認し、「にせ税理士」に依頼されないようご注意ください。

▶ 所得税は期限までに一括納付するのが原則ですが、都合により一度に納付できない場合は2分の1以上を3月15日までに納付すれば、残りは5月31日まで延納できます。

▶ 納付については、銀行、農協、漁協などの預金口座から振替によって納付できる振替納税制度をご利用ください。

◎ 納税相談を次の日程で行いますので、ご利用ください。

【納税相談の日程】

○通 公民館

2月29日(金) 9:00~16:00

○長門税務署

3月7日(金) 9:00~16:00

3月8日(土) 9:00~11:00

3月10日~14日 9:00~16:00

3月15日(土) 9:00~11:00

○長門商工会議所

3月3日(月) 9:00~16:00

◎ 還付を受けるための

申告は早めに!

申告は1月から受付けています。早く申告すれば、税金の還付も早く受けられます。

◎ 贈与税の申告と

納税は3月15日まで!

昭和54年中に個人から財産をもらった人にかかる税金です。贈与を受けた財産の合計額が60万を超える人は、3月15日までに申告と納税をしてください。